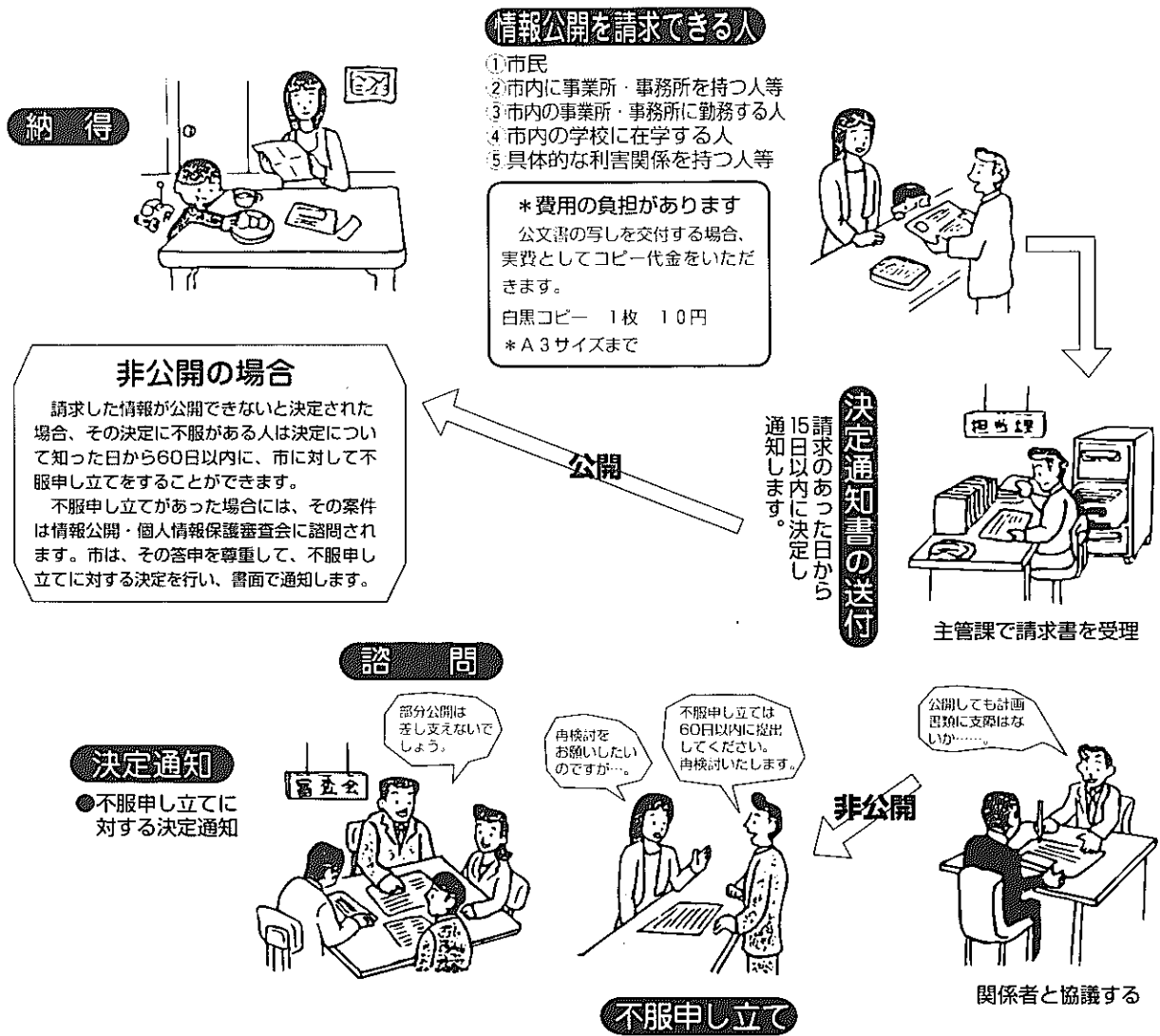


# 情報公開までのしくみ



**情報公開を請求できる人**

- ① 市民
- ② 市内に事業所・事務所を持つ人等
- ③ 市内の事業所・事務所に勤務する人
- ④ 市内の学校に在学する人
- ⑤ 具体的な利害関係を持つ人等

**\*費用の負担があります**  
公文書の写しを交付する場合、実費としてコピー代金をいただきます。  
白黒コピー 1枚 10円  
\* A3サイズまで

**非公開の場合**  
請求した情報が公開できないと決定された場合、その決定に不服がある人は決定について知った日から60日以内に、市に対して不服申し立てをすることができます。  
不服申し立てがあった場合には、その案件は情報公開・個人情報保護審査会に諮問されます。市は、その答申を尊重して、不服申し立てに対する決定を行い、書面で通知します。

**決定通知**  
● 不服申し立てに対する決定通知

**公開できない情報**  
制度がスタートする四月一日以後の行政情報が対象になります。公開の対象になる情報は、文書、帳票、図画、写真、磁気テープから採録されたものなどです。なお、四月一日以前の情報も公開するよう努めます。

**公開できない情報**  
公開請求があった行政情報は、原則として公開しますが、個人・法人の権利利益や公共の利益など一定の理由で保護する必要がある次のような情報は、一部公開または非公開になることがあります。

- ① 法令秘情報 法令や条例で公開できないとされているもの
- ② 個人情報 特定の個人が識別されるもの。ただし、公表を目的としたものや公益上必要と認められるもの、公務員の職務執行に関する情報が記録されている公務員の職・氏名などは公開します。
- ③ 法人等情報 公開することで法人等に不利益を与えると認められるもの
- ④ 意思形成過程情報 市の施策のための調査研究、審議、検討中の情報など公開するとそれらの決定に支障が生じると認められるもの
- ⑤ 事務事業執行情報 人事、入札など公開すると事務事業の公正な執行が妨げられると認められるもの
- ⑥ 国等との協関係情報 公開する

4月1日から

情報公開制度・個人情報保護制度スタート

# 信頼と参加の市政へ

白根市では、昨年9月に情報公開条例と個人情報保護条例を制定し、今年4月1日から実施することになりました。  
情報公開制度は、行政情報を公開して、市民と市との信頼関係をはぐくみ、市民参加型の市政を目指すことが目的です。これに合わせて、プライバシーを守る制度「個人情報保護制度」を整備し、公正で民主的な市政の実現を目指します。

## 情報公開制度

- 情報を公開する機関**  
情報公開制度では、次の機関が情報公開の対象になります。
- ・ 市長部局 (ガス水道局を含む)
  - ・ 教育委員会
  - ・ 選挙管理委員会
  - ・ 監査委員
  - ・ 公平委員会
  - ・ 農業委員会
  - ・ 固定資産評価審査委員会
  - ・ 議会

**情報公開制度とは**

情報公開制度は、市の事務や事業について、市が持っている情報を市民の皆さんからの請求に応じて公開するというもの。公正で開かれた市政の実現を目的として設けられた制度です。

